

事業者排出量削減計画書 **新規**・変更

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都府八幡市八幡沢1番地			
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	城南衛生管理組合 管理者久保田勇			
事業者の主たる業種	宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町、井手町管内のし尿収集運搬及び処理、並びにごみの中継運搬に関する業務、焼却処理、破碎処理、埋立処分及びリサイクル事業			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））			
計画期間	20年 4月 ～ 23年 3月			
基本方針	リサイクル啓発による廃プラスチックの混入率の削減や廃棄物削減、ISO活動及びエコ事業所活動（ISO認証サイト以外のエコ活動）による省エネ			
推進体制	地球温暖化防止の総括的な推進は、専任副管理者、事業部長、施設部長、事業部理事、企画参事で構成する「地球温暖化対策推進会議」で行う			
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001		
	適用範囲	八幡市沢1本庁管理棟等		
	取得年月日	平成13年7月19日		
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	20	ISO認証サイト内外	ISO活動と連動した省エネ活動、廃棄物発電、管内住民に対するの廃棄物減量啓発	
	21	ISO認証サイト内外	ISO活動と連動した省エネ活動、廃棄物発電、管内住民に対するの廃棄物減量啓発	
	22	ISO認証サイト内外	ISO活動と連動した省エネ活動、廃棄物発電、管内住民に対するの廃棄物減量啓発	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）
	A 事業所等排出区分	3,371 t	3,371 t	0.0 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	33,437 t	33,437 t	0.0 %
	排出合計	*1 36,808 t	*2 36,808 t	0.0 %
	目標設定の考え方	温室効果ガスを10%削減する実行計画の遂行中であり、来年度に21年度以降の目標新たに設定する予定。京都府の目標年度とは必ずしも連動しないし、平成19年度はかなりの削減が出来ており減量が難しい状況になっているから。		
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	目標年度（計画）	増減率（計画）
		二酸化炭素換算		%
		二酸化炭素換算		%
		二酸化炭素換算		%
原単位の指標及び計画数値設定の考え方				
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）		
		取組量等	（二酸化炭素換算）	
	森林の保全及び整備	（整備面積） ha	（吸収量） t	
	府内産の木材の利用	（利用量） m ³	（削減量） t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（発電量） kwh	（削減量） t	
		（熱供給量） GJ	（削減量） t	
	グリーン電力の購入	（購入量） kwh	（削減量） t	
削減量等合計		*3 t		
差引排出量 （排出合計-削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	*1 36,808 t	(*2)-(*3) 36808 t	0 %	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	広報紙やホームページによる住民啓発。循環型社会に根ざした各種イベントの提供。安心安全な廃棄物処理。リサイクル事業としての剪定枝の販売。各地域のパートナーシップへの参画他。			
特記事項	城南衛生管理組合では平成16年度に実行計画を策定し、基準年を平成13年度とし、平成20年度に温室効果ガスを10%削減する目標を掲げている。平成19年度は目標年度の途中であるが大きく減量出来た。そのため京都府への平成22年度目標値は平成19年度と同数値としたがこれ以上の減量はかなり厳しい。京都府と城南衛生管理組合の排出係数が異なる。			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。